

「新潟県景観計画」(案)への県民意見と県の対応

意見の反映状況	
I 反映したもの	1 件
II 一部反映したもの	2 件
III 既に記述済みのもの	0 件
IV 今後の検討課題とするもの	2 件
V その他記述を変更しなかったもの	8 件

No.	ページ	意見の要旨・論点	県の対応	反映状況
1		<p>景観が良くても窓枠が邪魔で見えにくい建造物等が沢山ある。</p> <p>今回の計画で建造物等に景観を阻害する物、箇所がないか点検することを義務化してほしい。</p>	<p>新潟県景観計画では、景観法第8条に掲げる事項を定めます。</p> <p>いただいた御意見は具体的な施策に関する提案のため「新潟県景観計画」(案)の修正は行いません。</p> <p>今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>	V
2		<p>景観計画に、洋上風力発電の設置も想定した上で、景観計画区域の範囲や、対象行為を定め、詳細な配慮すべき事項を、新たに設けるべき。</p> <p>さらには、国有財産である一般海域の造る景色も、景観を形成する重要な要素として景観法を改正する等、法整備で対応する必要を国へ提示して頂きたい。</p>	<p>景観計画区域は市町村の区域に基づいて定めることとしており、海域では市町村の区域を特定することが困難なため、景観計画区域を設定していません。</p> <p>しかし、洋上施設の景観については全国的な課題となっており、国との情報交換を行いながら、今後の動向を注視していきたいと思えます。</p>	V
3		<p>条例骨子(案)が添付されているが、計画(案)は条例の規定・文言と同一になる箇所も多いと思われるため、条例(案)と整合する方向で全体を見直されたい。</p> <p>特に「はじめに」は、「計画策定の目的」ないしは「趣旨」と思われ、条例(案)第1章と密接に関連すると思われるので留意されたい。</p>	<p>表記方法など一定のルールのもと記載するため、条例と計画の表記が同一とならない場合もありますが、その内容については整合するよう修正します。</p>	II

4	資料 2-2 2-4	<p>資料 2-2 において「3. 良好な景観の形成に関する方針（法第 8 条第 3 項関係）」とされているが、「第 2 項第 2 号」ではないか。</p> <p>同様に資料 2-4 の「4」は「第 2 号」でなく「第 3 号」、資料 2-5 の「5」は「第 3 号」でなく「第 4 号」ではないか。</p> <p>他の箇所も含め、点検されたい。</p>	<p>景観法は平成 16 年の制定以降、複数回改正を行っているため、現在の景観法では資料に記載したとおりの条項となっております。</p> <p>他の箇所も点検しましたが、修正箇所はありません。</p>	V
5	資料 2-2 2-3	<p>「市町村の区域を越えて共通する自然や風土等によって構成される景観」を「広域景観」と称しているが、独立した項目とする必要がないと思う。</p> <p>眺望、周囲の景観に配慮した空間、地域間の連携は「地域特性を踏まえた景観づくり」の中で当然に配慮されるべき事柄である。</p> <p>その際は「(1) 地域特性を踏まえた景観づくり」との文言は削除し、方針の説明文「景観は長い年月をかけ・・・」の中で「県土の特性」を「地域の特性」とすれば足りると思われる。</p>	<p>広域的な行政主体である県の観点及び景観重要区域を設定する際の考え方の一つとして「広域景観」があることから、「広域景観に関する景観づくり」を独立した項目としています。</p>	V
6	資料 2-4	<p>届出対象行為を規定する箇所であり、条例の規定・文言との整合が求められる。</p> <p>分かり易さに重点をおき全文修正を提案する。</p>	<p>表記方法など一定のルールのもと記載するため、条例と計画の表記が同一とならない場合もありますが、その内容については整合するよう修正します。</p>	II
7	資料 2-8 2-9	<p>別表 2 の項目に「一般区域」とあるが、別の区域もあるのか。この表だけなのであれば「一般区域」は「内容」で足りると思われる。</p>	<p>別の区域はありません。御意見のとおり修正します。</p>	I
8		<p>県民意見を求める際は、文書主任の審査は当然、法規審査も受けた上で、県民に示すべきである。</p>	<p>いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>	V

9	<p>県立自然公園内であっても無神経な開発が散見される中であって、今回「新潟県景観計画」が策定されることを大いに歓迎するとともに、その一層の効果を期待する。</p>	<p>新潟県景観計画により、良好な景観の形成が進むよう努めます。</p>	V
10	<p>どんなに立派な建物・施設があってもそこに生き生きとした緑を目にできなくては寂しい限りであり、緑溢れる空間の演出が必要と思われる。</p> <p>少子高齢化に向かう今後は手間要らずの植材を利用した景観保持や、財源の問題もあるので人手不要の対策も必要なのではないか。</p>	<p>新潟県景観計画では、景観法第8条に掲げる事項を定めます。</p> <p>いただいた御意見は具体的な施策に関する提案のため「新潟県景観計画」(案)の修正は行いません。</p> <p>今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>	V
11	<p>届出手順の簡素化を希望する。</p>	<p>景観計画の具体的な運用方法を検討する際の参考とさせていただきます。</p>	IV
12	<p>届出受理の高い頻度、円滑かつ迅速な処理により、届出から受理までの期間短期化を希望する。</p> <p>例：2週間以内</p>	<p>景観計画の具体的な運用方法を検討する際の参考とさせていただきます。</p>	IV
13	<p>景観保護のための塗装について、自治体単位ではなく、地域区分に応じてマンセル記号値を統一指定し、区域とマンセル記号値を地図等で明確にして頂きたい。</p> <p>例：ダークブラウンのマンセル記号値を統一</p>	<p>景観行政団体である市町村については、各市町村が景観形成基準を設定することとなっておりますので、御理解いただきたいと思います。</p>	V